

奈良県迷惑行為防止条例

(昭和39年4月1日奈良県条例第5号)

改正 昭和59年12月22日奈良県条例第11号
平成4年3月27日奈良県条例第28号
平成12年6月15日奈良県条例第7号
平成15年3月28日奈良県条例第40号
平成17年3月29日奈良県条例第39号
平成20年3月25日奈良県条例第38号
平成28年5月24日奈良県条例第1号
令和7年3月27日奈良県条例第66号
令和7年7月9日奈良県条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入することのできる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用することのできる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 刃物、鉄棒その他人に危害を加えるのに使われるような物を、他人に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させ、虚言を発する等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(深夜における静穏を害する行為等の禁止等)

第2条の2 何人も、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。）に、公安委員会規則で定める地域において、正当な理由がないのに、他人に迷惑を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、うろつき、若しくはたむろして、又は自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）若しくは原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）（以下次号において「自動車等」という。）に乗車して、人声、楽器、音響装置等の音を異常に大きく出すこと。
- (2) 道路において、自動車等を、著しく遅い速度で走行させ、又は停車し、若しくは駐車している自動車等に並列に停車させ、若しくは駐車させること。

2 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(不当な金品の要求行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第4条 何人も、住居その他の人の現在する建造物を訪れて、物品の販売若しくは買受け、物品の配布、貸付け、修理若しくは加工、遊芸その他役務の提供又は広告の勧誘若しくは寄附の募集（以下「販売等」という。）を行なうに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売等の申込みを断われたにもかかわらず、物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場を立ち去らないこと。
 - (2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等困惑を覚えさせるような言動をすること。
 - (3) 依頼又は承諾がないのに、物品の配布、貸付け、修理若しくは加工、遊芸その他役務の提供又は広告の掲載を行なつて、その対価を執ように要求すること。
 - (4) 身分、物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。
- 2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して販売等を行なうに際し、前項第3号若しくは第4号に掲げる行為をし、又はいいがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

(粗暴な座席占拠行為の禁止)

第5条 何人も、公共の乗物又は公共の場所において、乗客、入場者等に対して、すぐみ、暴力的性行をほのめかす等によつて威力を示し、不当に座席を占め、又は不当に占めている座席を譲ることを拒んではならない。

(不当な客引行為の禁止)

第6条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供について、客引きをすること。
- (2) 売春類似行為をするため、客引きをすること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをすること。

(ピンクビラ等の配布行為等の禁止)

第6条の2 何人も、公共の場所において、性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品であつて、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させるもの（以下この条において「ピンクビラ等」という。）を配布してはならない。

- 2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。
- 3 何人も、みだりに人の住居等にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

（景品買行為等の禁止）

第7条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）に係る営業所又はその付近において、当該営業を営む者が客に賞品として交付した物品又は客が遊技によつて得た遊技球等（遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物をいう。）を、転売し、若しくは交換するため、又は転売し、若しくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客に付きまとい、買い、又は買おうとしてはならない。

（入場券等の不当な売買行為の禁止）

第8条 何人も、入場券、観覧券その他の公共の場所を利用しうる権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券その他の公共の乗物を利用しうる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を、不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、買い、又は公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所において、不特定の者に売り、又は人を勧誘して売ろうとしてはならない。

（座席等の不当な供与行為の禁止）

第9条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、対価を得る目的をもつて、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所（以下「座席等」という。）を占める便益を供与し、又はその便益を、座席等を占め、若しくは人につきまとい供与しようとしてはならない。

第10条 削除

（つきまとい行為等の禁止）

第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。以下この項において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、

又はその知り得る状態に置くこと。

- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

（卑わいな行為の禁止）

第12条 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の身体に触れること（着衣その他の身に着ける物（以下「着衣等」という。）の上から触れることを含む。）。
 - (2) 通常衣服で隠されている人の下着又は身体をのぞき見ること。
 - (3) 写真機、ビデオカメラその他の撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。
 - (4) 着衣等を透かして見ることができる機器を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体の映像を見ること。
 - (5) 第3号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、教室、事務所、タクシーその他不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用することができる場所又は乗物（公共の場所、公共の乗物及び次項に規定する場所を除く。）にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。
 - (2) 前号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。
- 3 何人も、浴場、更衣室、便所その他人が通常着衣の全部又は一部を着けない状態であるような場所（公共の場所を除く。）及び住居にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。
 - (2) 前号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。

(罰則)

第13条 前条第1項第3号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 第11条又は前条第1項(第3号を除く。)、第2項第2号若しくは第3項第2号の規定のいずれかに違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 第2条、第6条又は第6条の2の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 第3条から第5条まで及び第7条から第9条までの規定のいずれかに違反した者又は第2条の2第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

5 過去3月以内に2回以上、第2条の2第1項第1号に規定する行為に関し同条第2項の規定による命令を受けたことがある者で、同号の規定に違反したものは、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。過去3月以内に2回以上、第2条の2第1項第2号に規定する行為に関し同条第2項の規定による命令を受けたことがある者で、同号の規定に違反したものについても、また同様とする。

6 常習として前条第1項第3号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

7 常習として第11条又は前条第1項(第3号を除く。)、第2項第2号若しくは第3項第2号の規定のいずれかに違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

8 常習として第2条及び第3条から第9条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3項の違反行為(第6条の2に係るものに限る。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

(奈良県押売等防止条例の廃止)

2 奈良県押売等防止条例(昭和32年4月奈良県条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした奈良県押売防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年12月22日奈良県条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成4年3月27日奈良県条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 6 月15日奈良県条例第 7 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月28日奈良県条例第40号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月29日奈良県条例第39号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月25日奈良県条例第38号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 5 月24日奈良県条例第 1 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月27日奈良県条例第66号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期を同じくする拘禁刑と、旧拘留は長期を同じくする拘留とする。

附 則（令和 7 年 7 月 9 日奈良県条例第 5 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。